

○大府市後期高齢者福祉医療費給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(受給資格者)

第2条 この要綱により、後期高齢者福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けることができる者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大府市障がい者医療費助成に関する条例（昭和57年大府市条例第41号）に規定する受給資格者。この場合において、同条例第4条第1号の規定の適用はないものとする。
- (2) 大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年大府市条例第28号）に規定する受給資格者。この場合において、同条例第2条第2項第2号の規定の適用はないものとする。
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者のうち、前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条の規定による政令で定める額以下であって、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として戦傷病者の生計を維持するものの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定による政令で定める額未満であるもの（所得の範囲及び計算方法については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条、第5条及び第8条第3項の規定を準用する。この場合において、この規定中「（同法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。）」とあるのは「（後期高齢者福祉医療費受給資格者の戦傷病者を除く。）」と読み替えるものとする。）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の規定による措置入院者
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条の規定による入院勧告又は措置により入院した結核患者、第20条の規定による入院勧告又は措置により入院した結核患者及び入院期間を延長された結核患者並びにこれと同等の要件を有すると愛知県知事、名古屋市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する中核市の長が認めた者
- (6) ひとり暮らしの者であって、高齢者の医療の確保に関する法律による医療並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた日（以下「医療給付日」という。）の属する年度分（当該医療給付日の属する月が4月から7月までの間にあっては、前年度分とする。次号において同じ。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されないもの若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税

が免除されるもの（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次号において同じ。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であるもの

- (7) 常時臥床^が若しくはこれに準ずる状態又は重度若しくは中度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが3月以上継続している者のうち、その者の属する世帯の生計を主として維持する者が、高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付が行われた日の属する年度分（当該医療給付日の属する月が4月から7月までの間にあつては、前年度分とする。）の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）又は生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であるもの

- (8) 大府市精神障がい者医療費助成に関する条例（平成17年大府市条例第2号）に規定する受給資格者。この場合において、同条例第4条第2号の規定の適用はないものとする。
（居住地特例）

第3条 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下、この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下、この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる者については、前条の規定にかかわらず受給資格者とする。

- 2 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる者については、前条の規定にかかわらず受給資格者としなない。

（適用除外）

第4条 第2条及び前条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
(2) 法令の規定により、この要綱と同等な給付を受けることができる者
（受給者証の交付）

第5条 後期高齢者福祉医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、後期高齢者福祉医療費受給者証交付申請書（第1号様式）に受給資格者であることを証する書類を添えて市長に申請し、この要綱による医療費の支給を受ける資格を証する後期高齢者福祉医療費受給者証（第2号様式。以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があつた場合において、その者が受給資格者であることを確認したときは、受給者証を交付するものとする。

- 3 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があつた日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となつた日。以下「開始日」という。）から開始日以後最初に到来する7月31日（その者がその日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日。以下「有効期限」という。）までとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、第2条第1号、第2号及び第8号に該当する受給資格者の有

効期限は、上記各号において引用する条例に規定する有効期限とする。

- 5 受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、第8条第3項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際に、病院、診療所、薬局その他の者（以下「医療機関等」という。）に対し受給者証を提示しなければならない。

（受給者証の更新申請等）

- 第6条 受給者が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、後期高齢者福祉医療費受給者証更新申請書（第1号様式）に有効期限の後も引き続き受給資格者であることを証明することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、前条第3項中「前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。」とあるのは「前回の有効期限の翌日（」と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替える。

- 3 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付申請）

- 第7条 受給者は、受給者証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、後期高齢者福祉医療費受給者証再交付申請書（第3号様式）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

- 2 受給者証を破損し、又は汚損した場合の前項に規定する申請には、その受給者証を添えるものとする。

- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかに、これを市長に返還しなければならない。

（医療費の支給）

- 第8条 市長は、受給者の疾病又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を医療費として支給する。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の療養に要する費用額の算定方法の例により算定した額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

- 3 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、第1項の規定により、受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

- 4 前項の規定により支払いがあったときは、受給者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

（医療費支給申請）

- 第9条 前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者は、後期高齢者福祉医療費支給申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、当該医療費について第8条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認めた書類を添えなければならない。

(医療費の請求)

第10条 第8条第3項の規定により市長から支払いを受ける医療機関等は、後期高齢者福祉医療費請求書を市長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する請求があったときは、前条に規定する申請があったものとみなす。

(支給額の返還)

第11条 市長は、受給者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償の支払いを受けたときは、その額の限度において医療費の全額若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

- 2 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 この要綱により医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(届出義務)

第13条 受給者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その旨を当該変更のあった日から起算して14日以内に後期高齢者福祉医療費受給資格等変更届(第5号様式)に、当該変更のあったことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 当該受給者が受給者と認定されたときに該当するものとされた第2条の各号に掲げる要件

- 2 受給者が受給資格者でなくなったときは、速やかに、後期高齢者福祉医療費受給資格喪失届(第6号様式)により、市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

- 3 受給者は、医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、第三者行為による被害届(第7号様式)により、市長に届け出なければならない。

(報告)

第14条 市長は、医療費の支給に関し、必要と認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者、又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(医療費に関する処分の通知)

第15条 市長は、医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもって、その内容を申請者に通知しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日において、廃止前の大府市福祉給付金支給要綱（以下「旧要綱」という。）第3条に規定する支給対象者に該当する者（第3条第1項第6号を除く。）のうち、この要綱の受給資格者に該当しない者については、この要綱における受給資格者に該当するまでの間は、受給資格者とみなす。
- 3 この要綱の施行の前日において、旧要綱第3条第1項第6号に規定する支給対象者に該当する者については、平成20年7月31日までの間は、受給資格者とみなす。
- 4 この要綱の施行の日より前に行われた診療等に係る医療費の支給については、なお旧要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の大府市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定に基づき作成されている諸用紙は、改正後の大府市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第2条第3号の規定は、平成31年8月以後の月の受給資格について適用し、同年7月以前の月の受給資格については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の大府市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定に基づき作成されている諸用紙は、改正後の大府市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の大府市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定に基づ

き作成されている諸用紙は、改正後の大府市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。